

社会福祉法人けやき福祉会
大蔵ふたば保育園運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人けやき福祉会が設置する大蔵ふたば保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前の子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、教育・保育給付認定子どもの意思及び人格を尊重して、保育・教育を提供するよう努める。

3 当園は、教育・保育認定子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともに、その支援を行い、東京都、世田谷区、小学校、他の特定保育・教育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 大蔵ふたば保育園

(2) 所在地 東京都世田谷区大蔵三丁目1番20号

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成29年告示)、世田谷区保育の質ガイドライン(平成27年3月)、当園が定める全体的な計画・年間指導計画等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日条例第43号。以下、「都条例」という。)及び東京都児童福祉施設及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年3月30日規則第47号。)並びに保育所設置認可等事務取扱要綱(平成28年12月5日28福保子保第3162号)に定める職員配置基準以上で、かつ世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱(平成28年8月)において、世田谷区で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 施設長(園長)

園長は、保育・教育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長

必要に応じて、副園長を置くことができる。副園長は、園長を補佐し、その業務の一部を分担する。

(3) 主任保育士

主任は、園長を補佐し、保育の統括、保育業務の管理を行う。

(4) 副主任保育士

乳児リーダー及び幼児リーダーとして、副主任保育士を置く。副主任保育士は、主任を補佐するとともに、保育計画の立案や教育・保育認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 保育士

保育士は、児童福祉法第18条の第1項の登録を受けた者であって、保育計画及び保育課程の立案とその課程に基づき、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 保育補助者

保育補助者は、保育室の清掃等環境整備のほか、保育士の業務補助を行う。

(6) 調理員

調理員は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食の献立を作成するとともに、調理業務及び食育を行う。

(7) 看護師

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(8) 事務職員

事務職員は、当園の事務を行う。

(9) 嘱託医

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

(保育・教育を提供する日)

第6条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育・教育の提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

当園が定める次の時間の範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時15分から午後6時15分までとする。

土 午前7時15分から午後6時15分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(11時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間(11時間)から開所時間の間に延長保育(1時間又は2時間延長保育)を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)。

当園が定める次の時間の範囲内で、保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

土 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8 時間）の間に延長保育を提供する。

（3）開所時間

当園の定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前 7 時 15 分から午後 8 時 15 分までとする。

土 午前 7 時 15 分から午後 8 時 15 分までとする。

（利用料その他の費用等）

第 8 条 教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満教育・保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者に限る）は、教育・保育給付認定保護者の居住する区市町村が定める利用料を、その居住する区市町村に支払うものとする。

2 第 1 項に定めるもののほか、次の各号に掲げる当園の保育・教育において提供する便宜に要する費用については、教育・保育給付認定保護者より実費の負担を受ける。

一 延長保育利用料金

延長保育を利用する教育・保育給付認定保護者は、通常の保育料とは別に、世田谷区の定める保育料を基にした延長保育利用料金を支払うものとする。

★1 時間延長保育・・・世田谷区の定める保育料・給食費・延長保育料一覧の区立保育園の延長保育料と同額（ただし、最低料金 1,000 円）

★2 時間延長保育・・・1 時間延長保育料金の倍額

二 スポット保育利用料金

事前の申請により 1 日単位でスポット保育（1 日延長保育）を利用する事が出来る。

★利用時間・・・午後 6 時 16 分～午後 7 時 15 分（平日のみ）

★利用料金・・・30 分まで 500 円

・・・30 分以上 1,000 円

三 保育時間超過料金

理由の如何を問わず、お迎え時間に遅れた場合、教育・保育給付認定保護者は、

次のとおり超過料金を支払うものとする。

- ① 18：16 を過ぎた場合・・・30分ごとに 500 円
- ② 19：16 を過ぎた場合・・・30分ごとに 1000 円
- ③ 20：16 を過ぎた場合・・・30分ごとに 2000 円

四 食事の提供（副食費の提供に限る）に要する費用

区条例第 13 条第 4 項の規定に基づき、3 歳以上教育・保育給付認定保護者（ただし、教育・保育認定保護者の居住する自治体の定めにより、給食費（副食費）を免除されたものを除く。）は、食事の提供を要する費用（副食費）を支払うものとする。

（1）給食の提供に要する費用（副食費） 毎月 4,500 円

（2）納付期限 別に定める。

（3）納付方法 口座振替による。ただし、口座振替手続き期間中の納付方法は別に定める。

（4）その他（世田谷区共通事項）

①月の途中で入園・退園した場合でも、1ヶ月分の給食費をお支払いいただきます。

②園をお休みした日や給食を食べなかった日があっても、給食費は減額されません。

③アレルギーがあるお子さんについても、給食費は同額です。

第 9 条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
定員	12 人	18 人	18 人	22 人	22 人	22 人	114 人

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第 10 条 当園は、市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該教育・保育給付認定こどもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認する。

3 当園の教育・保育給付認定子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、区市町村が利用を取り消したとき。
- (2) 教育・保育給付認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 区市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 当園は、保育・教育の提供中に、教育・保育給付認定子どもの健康状態の急変、その他緊急状態が生じたときは、速やかに教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は教育・保育給付認定子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区保育課及び教育・保育給付認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 教育・保育給付認定子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

- 第13条 当園は、教育・保育給付認定子どもの人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずる。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による教育・保育給付認定子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、「世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第73号、以下、「区条例」という。）第25条に規定する行為をいう。

- 3 当園は保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(教育・保育給付認定保護者等教育・保育給付認定子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる教育・保育給付認定子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区保育課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

- 第14条 当園は、教育・保育給付認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、園長を苦情解決責任者、主任を苦情受付担当者、外部識者を第三者委員に任命する等、苦情受付の窓口を設置し、教育・保育給付認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受付けた際は、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果必要な改善を行う。
 - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

- 第15条 当園では、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、国の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(2019年改訂版)に基づき、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
 - 3 当園は国の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)に則りアレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
 - 4 当園は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
 - 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、区の定める事故報告基準に基づき、区保育課に報告する。

(健康管理・衛生管理)

- 第16条 当園では、教育・保育給付認定子どもに対して、都条例第14条に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全会(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施す

る。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症ガイドライン」(2018年改訂版)に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(教育・保育給付認定保護者に対する支援)

第17条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする教育・保育給付認定子どもとその教育・保育給付認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。教育・保育給付認定子どもや教育・保育給付認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、教育・保育給付認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、教育・保育給付認定保護者の状況に配慮するとともに、教育・保育給付認定子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、教育・保育給付認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第18条 当園は、区条例第16条の規定に基づき、保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。

- 2 保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、年1回行い、保育所の自己評価については、その結果を公表する。
- 3 都条例第48条に規定する外部による評価については、東京都福祉サービス第三者評価を3年に1回、受審し、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第19条 当園の職員は、けやき福社会職員就業規則を遵守し、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども及び教育・保育給付認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第 20 条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 保育・教育の提供に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 区市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 教育・保育給付認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録 | |
- 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

附則 この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。